

第1章 総論

I 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

旭川市では、平成9年3月に乳幼児期から高齢期に至るライフステージの全ての段階で、障がいのある人もない人も社会の一員として生活し、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、身体的、精神的、社会的な適応能力の回復にとどまらず、地域の中でその人らしく自立した生活ができるよう、あらゆる分野のサービスが有機的、体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念を掲げる「旭川市障害者計画(平成9年度～平成18年度)」を策定しました。

また、障害者自立支援法が平成17年4月に制定されたことから、始期を平成18年度とする「第2次旭川市障害者計画(平成18年度～平成27年度)」を、策定しました。

第2次旭川市障害者計画の期間中である、平成18年には、国連総会において「障害者の権利に関する条約」(以下「条約」という。)が採択され、国においてこの条約締結に向け、国内法の整備が進みました。

主なものとしては、

- ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)の成立(平成23年6月)
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)の成立(平成24年6月)
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)の成立(平成25年6月)

があります。

これら、国内の障がい者福祉制度に係る法整備を行った後、平成25年12月国会での承認を受け、平成26年1月20日に条約を批准し、2月19日に国内での発効となりました。

こうした、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人への配慮の実施(合理的配慮の提供)など、障がい者福祉についての取組が期待される中、「第3次旭川市障がい者計画(平成28年度～令和2年度)」を策定しました。

第3次旭川市障がい者計画の策定後、国は障がい福祉を更に充実したものとするため、

- ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立(平成28年5月)
- ・「発達障害者支援法」の改正(平成28年8月)
- ・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正(平成29年10月)

などの法整備を進めました。

そして、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための「新しい生活様式」の実践など、これまでの様々な活動に制限がかけられるなど、先の

見通しを立てることが難しい状況となりました。

このような中、「第4次旭川市障がい者計画（令和3年度～令和7年度）」（以下、「4次計画」という。）を策定しました。

4次計画制定後、国においては、

- ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立（令和3年6月）

（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する基本理念を定めた法律）

- ・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の成立（令和4年5月）

（すべての障がい者が情報や意思疎通の面で不利益を受けることなく、あらゆる分野の活動に参加できる共生社会の実現を目的とした法律）

- ・「手話に関する施策の推進に関する法律」の成立（令和7年6月）

（手話は言語であり、手話の習得や理解・関心の増進を図るための施策推進を目的とした法律）

などの新たな法整備を進めるとともに、障害者差別解消法を改正し、令和6年度から事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がい者施策の充実が進められています。

こうした社会的背景やこれまでの計画を踏まえ、令和8年度を始期とする「第5次旭川市障がい者計画（以下「5次計画」という。）」を策定します。

なお、5次計画の策定に当たり、基礎資料とするため4次計画同様、障がいのある人（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）及び障がいのない人にアンケート調査を実施しました。

※アンケート調査の概要については、参考資料P.84 参照

2 計画の基本理念

「障がいのある人もない人も、その人らしく活躍し、互いに尊重し合いながら安全・安心に暮らすことのできるまちづくり」

本計画は、障害者基本法の理念の実現に向け、全ての市民が互いを理解し、尊重し合えることを理念とします。

そのため、障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現ができるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するため、市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるものとします。

3 計画の目標

(1) その人らしさを尊重し合う地域社会の推進

障がい者を理由とする差別や偏見を解消するため、障がいへの幅広い理解を得られるための啓発・広報活動等を推進し、障がいのある人に対する理解を促進することで、障がいの有無に関わらず、互いがその人らしさを尊重し合いながら共に暮らす「共生社会」の実現に向けた活動に取り組みます。

また、障がい者虐待の防止や成年後見制度の適切な活用など障がいのある人の権利擁護に取り組むとともに、地域住民との交流を促進し、地域福祉の充実を図ります。

(2) その人らしく暮らすための支援体制の充実

障がいのある人が個人として、人格が尊重され、自己決定ができるよう、地域社会の中でライフステージに応じた支援を受けながら、その人らしい生活を送ることができるよう、障がいの特性や生活状態に応じた保健・医療・福祉サービスを提供する体制の充実を図ります。

(3) いきいきと暮らすための自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により主体的に行動し、社会のあらゆる活動に参加するとともに、生きがいを持って生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援並びに雇用・就労支援の充実及び文化芸術活動・障がい者スポーツの振興により、障がいのある人の自立と社会参加の推進を図ります。

(4) 安全・安心な暮らしができるバリアフリー社会の実現

障がいの有無にかかわらず、誰もが安全に安心して生活することができるよう、住まいや移動など環境に関わる障壁、情報の収集に関わる障壁などの社会的障壁の解消を図るとともに、誰もがコミュニケーションをとりながら理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」の普及・啓発を図ります。

4 計画の期間

障がい者施策に係る法制度はその都度、時代の要請に応じ制定・改正され、長期的な見通しを持った計画を策定することが難しい状況です。

このことを踏まえ、計画期間は今後の社会情勢の変化、関連計画の改定や見直しに対応できるよう、これまでと同様に令和8年度から令和12年度までの5年とします。

5 計画における対象者

障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されたことを踏まえ、これまで同様この計画で対象とする障がい者は、次のとおりとします。

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がい者を含む。）
- ・難病患者などその他の心身の機能の障がいがある者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

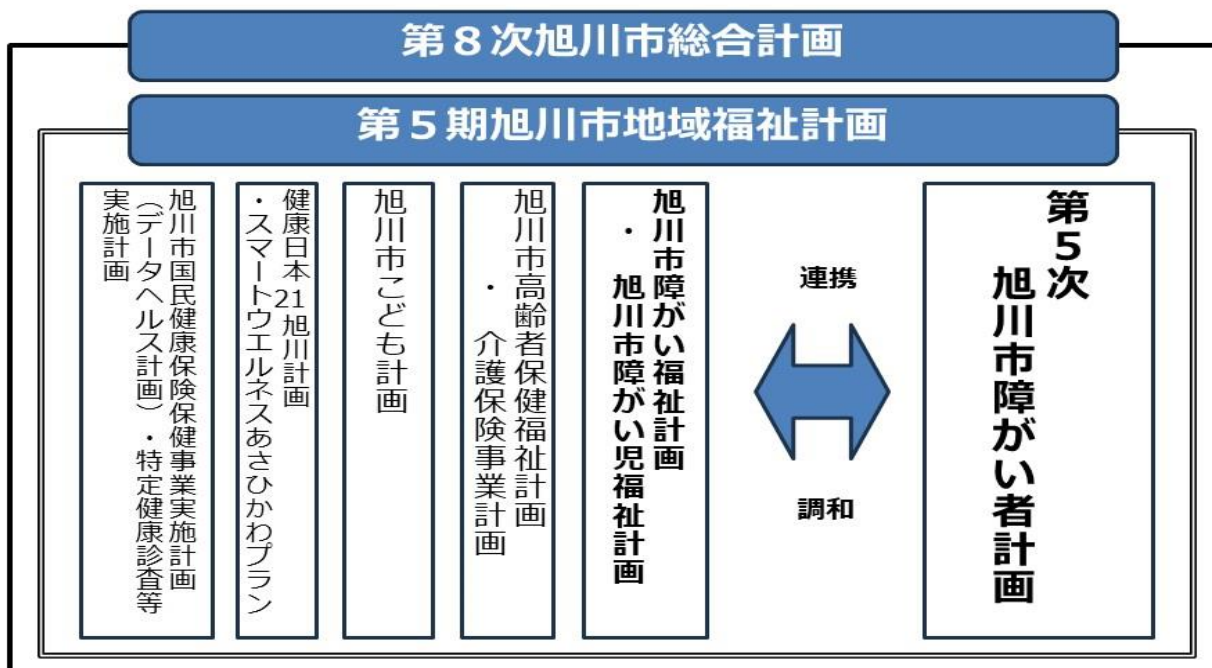
6 計画の性格及び位置付け

計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、国が策定する「障害者基本計画」及び北海道が策定する「ほっかいどう障がい福祉プラン」を基本とするとともに、本市における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がいのある人のための施策の方向性を定めるものです。

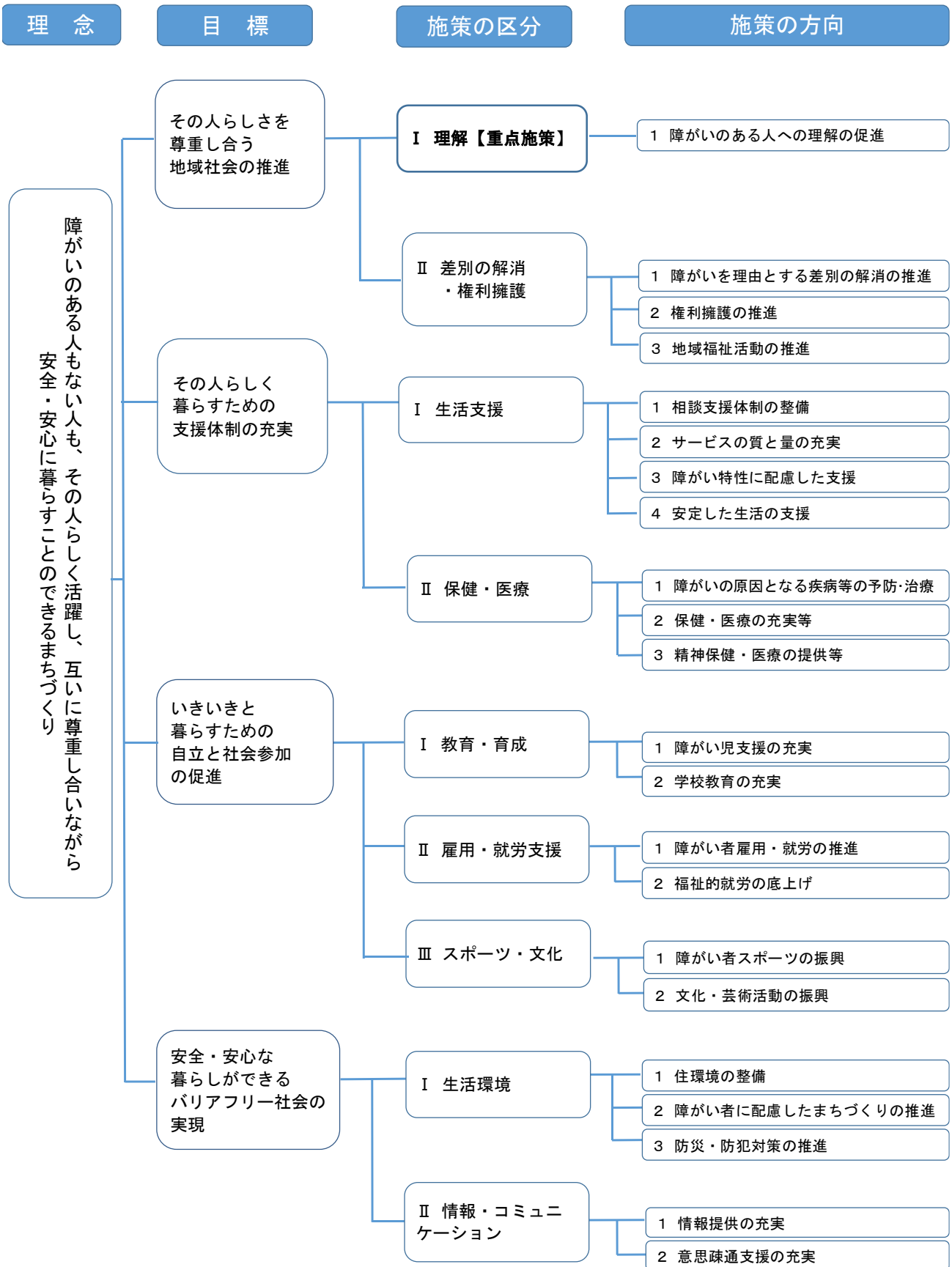
また、これまでの本市における障がいのある人への支援の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるために、第8次旭川市総合計画や第5期旭川市地域福祉計画をはじめとする関連計画との整合性に配慮します。

そして、第5期旭川市地域福祉計画の策定目的である本市における地域共生社会の実現とともに本市の障がい者施策の円滑な推進に向けて、9つの施策を設定し、取り組んでいきます。このうち特に4次計画の進捗やアンケート調査の結果等を踏まえ「理解」を「重点施策」とします。

【第5次旭川市障がい者計画の位置付け】



7 計画の体系図



Ⅱ 旭川市における障がいのある人の状況

1 身体障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳交付者数

令和6年度末現在の身体障害者手帳の交付者数は15,658人となっています。身体障害者手帳交付者数の令和2年度から令和6年度までの5年間の減少率は7.8%となっています。

(2) 障がい等級別

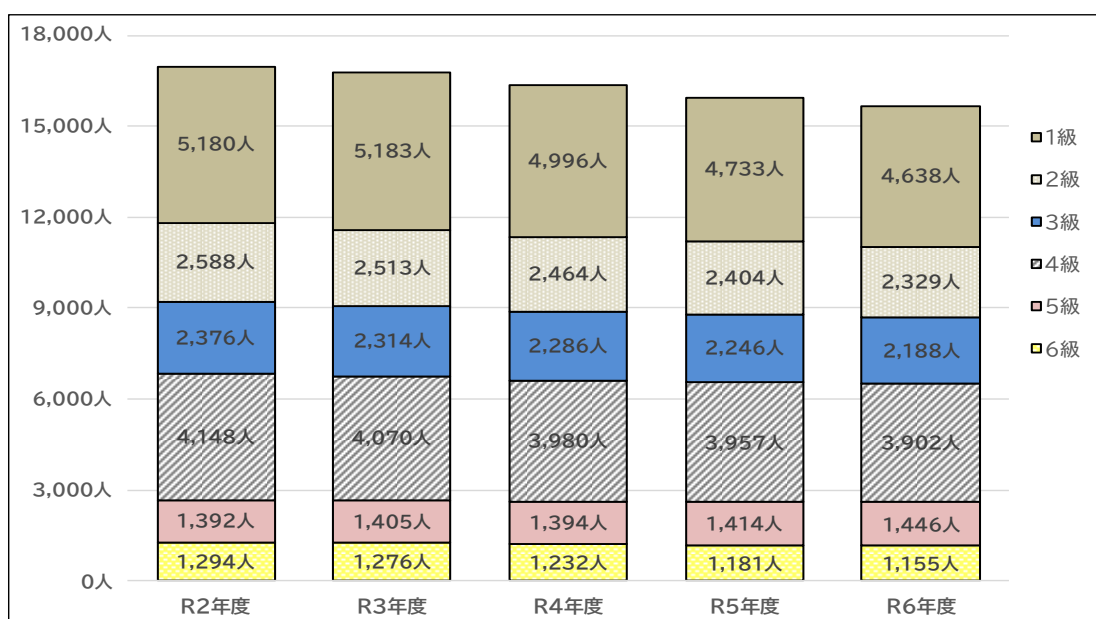
障がい等級別の内訳は、1級 4,638人、2級 2,329人、3級 2,188人、4級 3,902人、5級 1,446人、6級 1,155人となっています。身体障害者手帳の交付者数は減少していますが、1・2級の重度障がいのある人の割合が、令和6年度では全体の44.5%を占めている状況です。

身体障害者手帳交付者数の推移(障がい等級別)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 級	5,180	5,183	4,996	4,733	4,638
2 級	2,588	2,513	2,464	2,404	2,329
3 級	2,376	2,314	2,286	2,246	2,188
4 級	4,148	4,070	3,980	3,957	3,902
5 級	1,392	1,405	1,394	1,414	1,446
6 級	1,294	1,276	1,232	1,181	1,155
計	16,978	16,761	16,352	15,935	15,658

(各年度末現在)



(各年度末現在)

(3) 障がい種別

障がい種別の内訳は、視覚障がい者が932人、聴覚障がい者が1,766人、言語障がい者が146人、肢体不自由が8,113人、内部障がい者が4,701人となっています。令和2年度から令和6年度までの年次推移を見ると、内部障がい者数に大きな変化はありませんが、そのほかの障がい種別は減少傾向にあります。

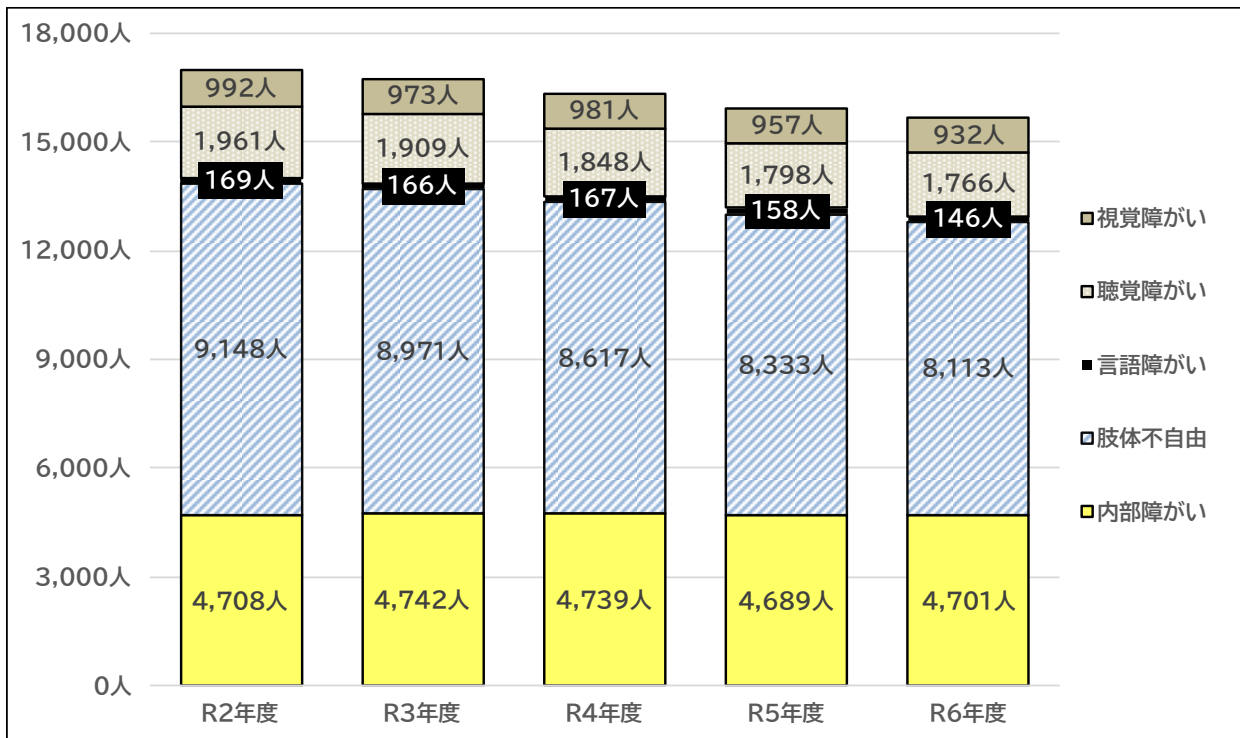
身体障害者手帳交付者数の推移(障がい種別)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
視覚障がい	992	973	981	957	932
聴覚障がい	1,961	1,909	1,848	1,798	1,766
言語障がい	169	166	167	158	146
肢体不自由	9,148	8,971	8,617	8,333	8,113
内部障がい	4,708	4,742	4,739	4,689	4,701
計	16,978	16,761	16,352	15,935	15,658

(各年度末現在)

- (注) 1 聴覚障がい…聴覚又は平衡機能障がい
 2 言語障がい…音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい
 3 内部障がい…心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫及び肝臓の機能障がい



(各年度末現在)

2 知的障がいのある人の状況

(1) 療育手帳交付者数

令和6年度末現在の療育手帳の交付者数は5,043人となっています。療育手帳交付者数の令和2年度から令和6年度までの5年間の増加率は15.9%となっています。

(2) 障がい程度別

障がい程度別の内訳は、最重度・重度のA判定が1,471人、中度・軽度のB判定が3,572人となっています。令和2年度から令和6年度までの年次推移を見ると、A、B判定どちらも増加していますが、B判定の増加率が20.8%と大きく増加しています。

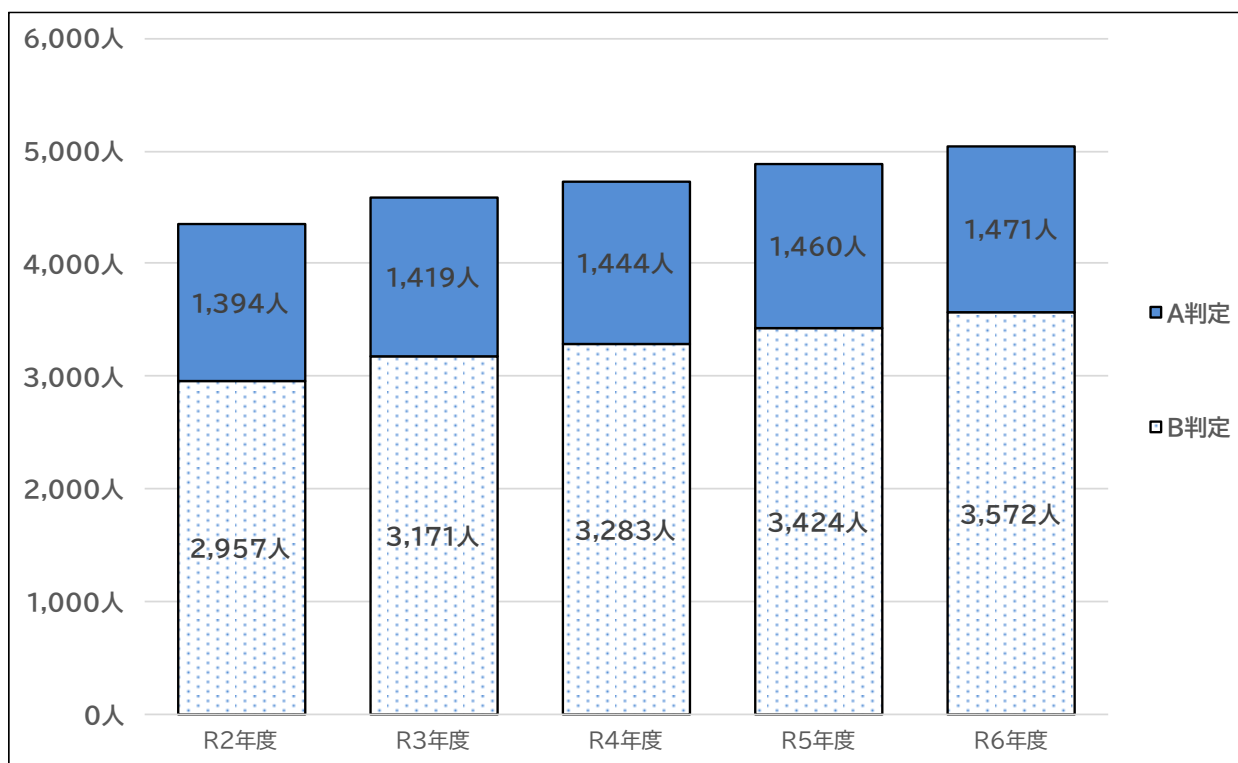
療育手帳交付者数の推移(障がい程度別)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A判定	1,394	1,419	1,444	1,460	1,471
B判定	2,957	3,171	3,283	3,424	3,572
計	4,351	4,590	4,727	4,884	5,043

(注) A判定…重度・最重度 B判定…軽度・中度

(各年度末現在)



(各年度末現在)

(3) 年齢区分別

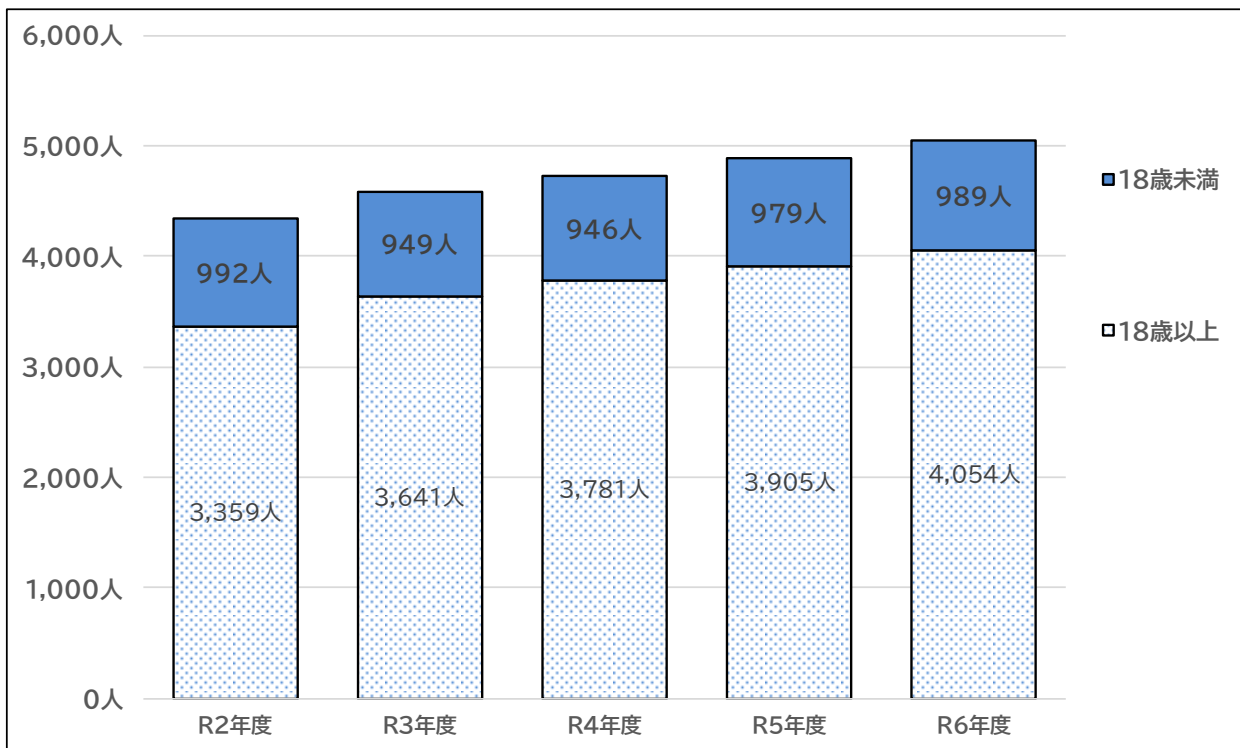
年齢区分別療育手帳の交付者数は、18歳未満が989人、18歳以上が4,054人となっています。

療育手帳交付者数の推移(年齢区分別)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
18歳未満	992	949	946	979	989
18歳以上	3,359	3,641	3,781	3,905	4,054
計	4,351	4,590	4,727	4,884	5,043

(各年度末現在)



(各年度末現在)

3 精神障がいのある人の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

令和6年度末現在の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は3,975人となっています。精神障害者保健福祉手帳の交付者数の令和2年度から令和6年度までの5年間の増加率は22.3%となっています。

(2) 障がい等級別

障がい等級別の内訳は、1級が260人、2級が2,164人、3級が1,551人となっています。令和2年度から令和6年度までで比較すると、1級は令和3年に減少して以降ほぼ横ばいですが、2級及び3級は増加しており、特に3級の増加率が高く50%を超えています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(障がい等級別)

(単位：人)

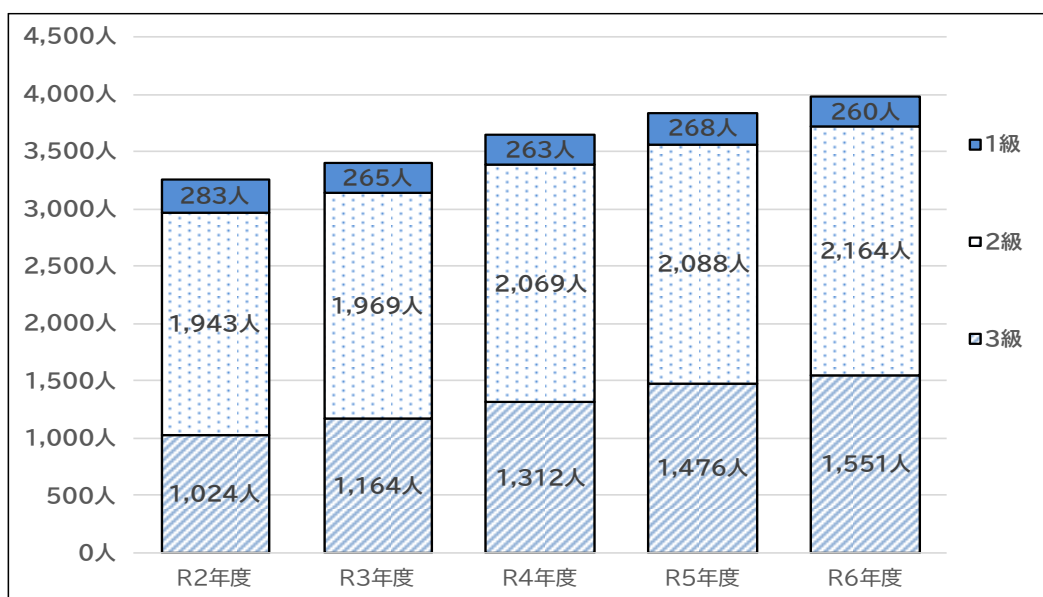
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1級	283	265	263	268	260
2級	1,943	1,969	2,069	2,088	2,164
3級	1,024	1,164	1,312	1,476	1,551
計	3,250	3,398	3,644	3,832	3,975

(各年度末現在)

(注) 1級...精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級...精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級...精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの



(各年度末現在)

(3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

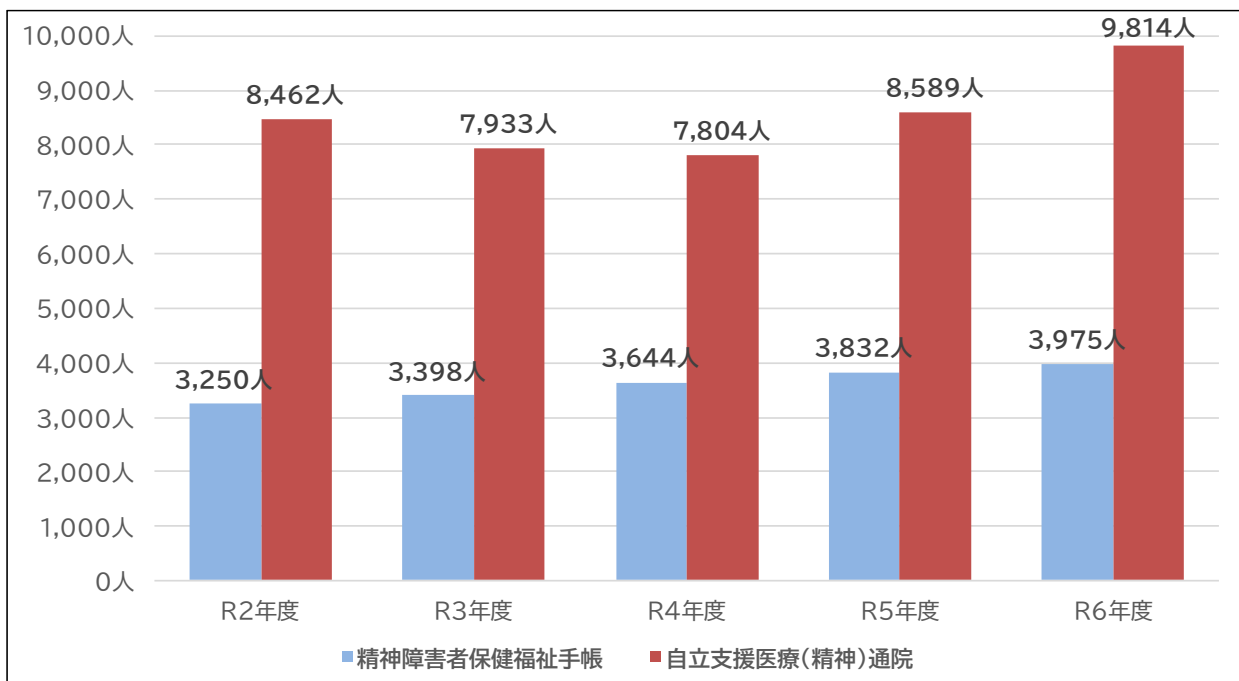
令和6年度末現在の自立支援医療（精神通院医療）受給者数は9,814人となっています。自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移を見ると令和4年度まで減少し、令和5年度から増加に転じており、令和2年度と令和6年度を比較すると16.0%の増加となっています。

自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	8,462	7,933	7,804	8,589	9,814

(各年度末現在)



(各年度末現在)

(4) 精神障がいのある人の数

精神障がいのある人の入退院届、自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請の経由事務等で把握している精神障がいのある人の数は、令和6年度末現在で8,592人となっています。

精神障がいのある人の数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
脳器質性精神障害	940	884	898	917	715
精神作用物質による精神及び行動の障害	223	200	191	197	179
統合失調症	2,927	2,819	2,674	2,748	2,210
気分（感情）障害	3,128	3,087	3,077	3,023	2,748
神経症性障害	866	868	842	880	891
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	19	19	22	24	19
成人の人格及び行動障害	31	28	31	34	29
知的障害	138	145	146	150	154
心理的発達の障害	430	366	337	333	307
小児期及び青年期の行動及び情緒障害等	195	177	185	186	182
てんかん	649	584	565	485	458
その他	197	372	510	1,109	700
計	9,743	9,549	9,478	10,086	8,592

※旭川市保健所調べ

(各年度末現在)

4 難病患者の状況

国においては、昭和 47 年に定めた「難病対策要綱」に基づき、特定疾患治療研究事業として 56 疾患を対象に医療費助成等が行われてきましたが、平成 27 年 1 月の「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」の施行により、医療費助成の対象疾病は年々拡大しており、令和 6 年 4 月からは 341 疾病、令和 7 年 4 月からは 348 疾病までに拡大されています。

難病法では、難病の定義を「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とし、そのうち一定の要件を満たすものを指定難病として医療費助成の対象としています。

現在のところ、指定難病の 348 疾病に加え、国の定める特定疾患の 5 疾患及び道の定める特定疾患の 16 疾患が医療費助成の対象となっています。

本市における令和 6 年度末の特定医療費等の受給者証交付者数は 3,901 人で、交付者数の総数は増加傾向にあります。疾病別では、「パーキンソン病」が最も多く、次いで「潰瘍性大腸炎」、「シェーグレン症候群」となっており、4 次計画制定時と同様となっています。

また、小児慢性特定疾病については、昭和 49 年から小児慢性特定疾患治療研究事業が実施され、514 疾患（11 疾患群）を対象に医療費助成等が行われ、平成 17 年に児童福祉法が改正され小児慢性特定疾患治療研究事業が法定化され、平成 27 年児童福祉法の一部を改正する法律が施行されたことにより、対象疾病を拡大し、令和 7 年 4 月 1 日現在では、801 疾患（16 疾患群）が対象となっています。

令和 6 年度末の小児慢性特定疾患医療受給者数は 344 人で、人数はほぼ横ばいで推移しています。疾患別では「内分泌疾患」が最も多く、次いで「慢性心疾患」、「神経・筋疾患」の順となっています。

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行により、一定の障がいのある難病患者（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の病気であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）については、障害福祉サービスを利用できるようになりました。当初は、130 疾病でしたが、徐々に拡大され、令和 7 年 4 月からは 376 疾病となっています。

特定医療費(指定難病)受給者証交付数

(単位：人)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総数	3,731	3,704	3,860	3,865	3,901

※北海道調べ

(各年度末現在)

特定医療費（指定難病）等の受給者証交付者数（令和6年度）

1 特定医療費(指定難病)受給者証交付数

	区分	R6		区分	R6		区分	R6
1	球脊髄性筋萎縮症	5	40	高安動脈炎	19	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	3
2	筋萎縮性側索硬化症	20	41	巨細胞性動脈炎	7	80	甲状腺ホルモン不応症	-
3	脊髄性筋萎縮症	3	42	結節性多発動脈炎	8	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	6
4	原発性側索硬化症	-	43	顕微鏡的多発血管炎	43	82	先天性副腎低形成症	-
5	進行性核上性麻痺	24	44	多発血管炎性肉芽腫症	16	83	アジソン病	4
6	パーキンソン病	476	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	35	84	サルコイドーシス	89
7	大脳皮質基底核変性症	16	46	悪性関節リウマチ	10	85	特発性間質性肺炎	41
8	ハンチントン病	2	47	バージャー病	4	86	肺動脈性肺高血圧症	11
9	神経有棘赤血球症	-	48	原発性抗リン脂質抗体症候群	5	87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	-
10	シャルコー・マリー・トゥース病	5	49	全身性エリテマトーデス	208	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	16
11	重症筋無力症	68	50	皮膚筋炎/多発性筋炎	99	89	リンパ脈管筋腫症	-
12	先天性筋無力症候群	-	51	全身性強皮症	87	90	網膜色素変性症	48
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	118	52	混合性結合組織病	26	91	バッド・キアリ症候群	-
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	24	53	シェーグレン症候群	219	92	特発性門脈圧亢進症	1
15	封入体筋炎	5	54	成人発症スチル病	10	93	旧病名:原発性胆汁性肝硬変(～平成29年3月31日) 新病名:原発性胆汁性胆管炎(平成29年4月1日～)	81
16	クロー・深瀬症候群	2	55	再発性多発軟骨炎	1	94	原発性硬化性胆管炎	3
17	多系統萎縮症	44	56	パーチェット病	63	95	自己免疫性肝炎	54
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	106	57	特発性拡張型心筋症	81	96	クローン病	203
19	ライソゾーム病	6	58	肥大型心筋症	70	97	潰瘍性大腸炎	458
20	副腎白質ジストロフィー	1	59	拘束型心筋症	-	98	好酸球性消化管疾患	3
21	ミトコンドリア病	3	60	再生不良性貧血	38	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	-
22	もやもや病	29	61	自己免疫性溶血性貧血	6	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	-
23	プリオン病	-	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	101	腸管神経節細胞僅少症	-
24	亜急性硬化性全脳炎	1	63	特発性血小板減少症	89	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	-
25	進行性多巣性白質脳症	-	64	血栓性血小板減少性紫斑病	4	103	CFC症候群	-
26	HTLV-1関連脊髄症	2	65	原発性免疫不全症候群	7	104	コストロ症候群	-
27	特発性基底核石灰化症	-	66	IgA 腎症	40	105	チャージ症候群	-
28	全身性アミロイドーシス	25	67	多発性嚢胞腎	47	106	クリオピリン関連周期熱症候群	-
29	ウルリッヒ病	-	68	黄色靱帯骨化症	8	107	旧病名:全身型若年性突発性関節炎(～平成30年3月31日) 新病名:若年性特発性関節炎(平成30年4月1日～)	4
30	遠位型ミオパチー	-	69	後縦靱帯骨化症	71	108	TNF受容体関連周期性症候群	1
31	ベスレムミオパチー	-	70	広範脊柱管狭窄症	3	109	非典型溶血性尿毒症症候群	-
32	自己食空胞性ミオパチー	-	71	特発性大腿骨頭壊死症	64	110	ブラウ症候群	-
33	シュワルツ・ヤンベル症候群	-	72	下垂体性ADH分泌異常症	33	111	先天性ミオパチー	1
34	神経線維腫症	10	73	下垂体性TSH分泌亢進症	-	112	マリネスコ・シェーグレン症候群	-
35	天疱瘡	11	74	下垂体性PRL分泌亢進症	8	113	筋ジストロフィー	14
36	表皮水疱症	2	75	クッシング病	7	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	-
37	膿胞性乾癬(汎発型)	14	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	-	115	遺伝性周期性四肢麻痺	-
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	-	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	17	116	アトピー性脊髄炎	-
39	中毒性表皮壊死症	1	78	下垂体前葉機能低下症	50	117	脊髄空洞症	2

	区分	R6		区分	R6		区分	R6
118	脊髄髄膜瘤	-	157	スタージ・ウェーバー症候群	-	196	ヤング・シンブソン症候群	-
119	アイザックス症候群	-	158	結節性硬化症	2	197	1p36欠失症候群	-
120	遺伝性ジストニア	-	159	色素性乾皮症	-	198	4p欠失症候群	-
121	脳内鉄沈着神経変性症	-	160	先天性魚鱗癬	4	199	5p欠失症候群	-
122	脳脊へモジデリン沈着症	2	161	家族性良性慢性天疱瘡	-	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	-
123	HTRA1関連脳小血管病	-	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	28	201	アンジェルマン症候群	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	163	特発性後天性全身性無汗症	3	202	スミス・マギニス症候群	-
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	-	164	眼皮膚白皮症	-	203	22q11.2欠失症候群	-
126	ペリー病	-	165	肥厚性皮膚骨膜炎	-	204	エマズエル症候群	-
127	前頭側頭葉変性症	-	166	弾性線維性仮性黄色腫	-	205	脆弱X症候群関連疾患	-
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	-	167	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	11	206	脆弱X症候群	-
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	-	168	エーラス・ダンロス症候群	1	207	総動脈幹遺残症	-
130	先天性無痛無汗症	-	169	メンケス病	-	208	修正大血管転位症	1
131	アレキサンダー病	-	170	オクシピタル・ホーン症候群	-	209	完全大血管転位症	1
132	先天性核上性球麻痺	-	171	ウィルソン病	3	210	単心室症	1
133	メビウス症候群	-	172	低ホスファターゼ症	-	211	左心低形成症候群	-
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	1	173	VATER 症候群	-	212	三尖弁閉鎖症	1
135	アイカルディ症候群	-	174	那須・ハコラ病	-	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	-
136	片側巨脳症	-	175	ウィーバー症候群	-	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	-
137	限局性皮膚異形成	-	176	コフィン・ローリー症候群	-	215	ファロー四徴症	4
138	神経細胞移動異常症	2	177	旧病名:有馬症候群(平成30年3月31日) 新病名:ジュベール症候群関連疾患(平成30年4月1日～)	-	216	両大血管右室起始症	3
139	先天性大脳白質形成不全症	-	178	モワット・ウィルソン症候群	-	217	エプスタイン病	-
140	ドラバ症候群	1	179	ウィリアムズ症候群	-	218	アルポート症候群	-
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	-	180	ATR-X症候群	-	219	ギャロウェイ・モワット症候群	-
142	ミオクロニー欠伸てんかん	-	181	クルーゼン症候群	1	220	急速進行性糸球体腎炎	8
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	-	182	アパール症候群	-	221	抗糸球体基底膜腎炎	2
144	レノックス・ガストー症候群	4	183	ファイファー症候群	-	222	一次性ネフローゼ症候群	62
145	ウエスト症候群	2	184	アントレー・ピクスラー症候群	-	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	-
146	大田原症候群	-	185	コフィン・シリズ症候群	-	224	紫斑病性腎炎	4
147	早期ミオクロニー脳症	-	186	ロスマンド・トムソン症候群	-	225	先天性腎性尿崩症	-
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	-	187	歌舞伎症候群	-	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	3
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	-	188	多脾症候群	-	227	オスラー病	5
150	環状20番染色体症候群	-	189	無脾症候群	-	228	閉塞性細気管支炎	-
151	ラスマッセン脳炎	1	190	鯉耳腎症候群	-	229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	2
152	PCDH19 関連症候群	-	191	ウェルナー症候群	2	230	肺胞低換気症候群	1
153	難治性顔回部分発作重積型急性脳炎	1	192	コケイン症候群	-	231	α1-アンチトリプシン欠乏症	1
154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びびてんかん性脳症	-	193	ブラダー・ウィリ症候群	1	232	カーニー複合	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	-	194	ソトス症候群	-	233	ウォルフラム症候群	-
156	レット症候群	2	195	スーナン症候群	-	234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	-

	区分	R6
235	副甲状腺機能低下症	-
236	偽性副甲状腺機能低下症	-
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	-
238	ビタミンD 抵抗性くる病/骨軟化症	4
239	ビタミンD 依存性くる病/骨軟化症	-
240	フェニルケトン尿症	1
241	高チロシン血症1型	-
242	高チロシン血症2型	-
243	高チロシン血症3型	-
244	メープルシロップ尿症	-
245	プロピオン酸血症	-
246	メチルマロン酸血症	1
247	イソ吉草酸血症	-
248	グルコーストランスポーター1欠損症	-
249	グルタル酸血症1型	-
250	グルタル酸血症2型	-
251	尿素サイクル異常症	-
252	リジン尿性蛋白不耐症	-
253	先天性葉酸吸収不全	-
254	ポルフィリン症	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	-
256	筋型糖尿病	-
257	肝型糖尿病	-
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	-
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	-
260	シトステロール血症	-
261	タンジール病	-
262	原発性高カイロミクロン血症	-
263	脳髄黄色腫症	-
264	無βリポタンパク血症	-
265	脂肪萎縮症	-
266	家族性地中海熱	8
267	高IgD症候群	-
268	中條・西村症候群	-
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	5
271	強直性脊椎炎	15

	区分	R6
272	進行性骨化性線維異形成症	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	2
274	骨形成不全症	1
275	タナトフォリック骨異形成症	-
276	軟骨無形成症	-
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	2
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	1
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	-
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	1
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	2
282	先天性赤血球形成異常性貧血	-
283	後天性赤芽球癆	2
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	-
285	ファンconi貧血	-
286	遺伝性鉄芽球形貧血	-
287	エプスタイン症候群	-
288	<small>旧病名:自己免疫性出血病XIII(平成29年3月31日) 新病名:自己免疫性後天性凝因因子欠乏症(平成29年4月1日～)</small>	3
289	クローンカイト・カナダ症候群	-
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	-
291	ヒルシュブルング病(全結腸型又は小腸型)	-
292	総排泄腔外反症	-
293	総排泄腔遺残	-
294	先天性横隔膜ヘルニア	-
295	乳幼児肝巨大血管腫	-
296	胆道閉鎖症	1
297	アラジール症候群	1
298	遺伝性膝炎	-
299	嚢胞性線維症	-
300	IgG4関連疾患	17
301	黄斑ジストロフィー	-
302	レーベル遺伝性視神経症	-
303	アッシュャー症候群	-
304	若年発症型両側性感音難聴	-
305	遅発性内リンパ水腫	-
306	好酸球形副鼻腔炎	89
307	カナパン病	-
308	進行性白質脳症	-

	区分	R6
309	進行性ミオクローヌスてんかん	-
310	先天異常症候群	-
311	先天性三尖弁狭窄症	-
312	先天性僧帽弁狭窄症	-
313	先天性肺静脈狭窄症	-
314	左肺動脈右肺動脈起始症	-
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	-
316	カルニチン回路異常症	-
317	三頭酵素欠損症	-
318	シトリン欠損症	-
319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	-
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	-
321	非ケトーシス型高グリシン血症	-
322	β-ケトチオラーゼ欠損症	-
323	芳香族L-アミノ酸炭酸酵素欠損症	-
324	メチルグルタコン酸尿症	-
325	遺伝性自己炎症疾患	-
326	大理石骨病	-
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	1
328	前眼部形成異常	-
329	無虹彩症	-
330	<small>旧病名:先天性気管炎(平成30年3月31日) 新病名:先天性機関炎/先天性声門下狭窄症(平成30年4月1日～)</small>	1
331	特発性多中心性キヤッスルマン病	1
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	-
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	-
334	脳クレアチン欠乏症候群	-
335	ネフロン癆	-
336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	-
337	ホモシスチン尿症	-
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	-
339	MECO2重複症候群	-
340	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)	-
341	TRPV4異常症	-
	総数	3901

2 特定疾患医療費受給者証交付数（国指定疾患）

3 特定疾患医療費受給者証交付数（北海道単独事業）

	区分	R6
1	スモン	1
2	重症急性膵炎	-
3	難治性肝炎のうち劇症肝炎	1
4	プリオン病（ヒト由来感想硬膜移植によるクワイツェルト・ヤコブ病に限る）	-
5	重症多重症多形滲出性紅斑（急性期）	26
	総数	28

	区分	R6
1	シェーグレン症候群（道）	33
2	自己免疫性溶血性貧血（道）	-
3	先天性副腎皮質酵素欠損症（道）	-
4	アジソン病（道）	-
5	自己免疫性肝炎（道）	9
6	突発性難聴	6
7	ステロイドホルモン産生異常症	15
8	難治性肝炎	4
9	後縦靭帯骨化症（特例）	-
10	特発性間質性肺炎（特例）	3
11	肥大型心筋症（特例）	4
12	原発性硬化性胆管炎（道）	-
13	ウィルソン病（道）	-
14	胆道閉鎖症（道）	-
15	溶血性貧血	1
16	発作性夜間ヘモグロビン尿症	-
	総数	75

小児慢性特定疾病医療費助成受給者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
悪性新生物	42	44	39	34	35
慢性腎疾患	29	29	25	34	30
慢性呼吸器疾患	17	16	11	10	12
慢性心疾患	40	44	40	46	47
内分泌疾患	67	73	69	62	55
膠原病	11	13	17	19	22
糖尿病	15	21	20	22	22
先天性代謝異常	10	13	7	9	9
血液疾患	10	10	10	9	9
免疫疾患	2	2	1	-	-
神経・筋疾患	48	48	44	45	41
慢性消化器疾患	25	34	35	31	37
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	18	20	20	19	17
皮膚疾患	2	2	3	3	3
骨系統疾患	4	4	5	5	3
脈管系疾患	1	2	2	2	2
計	341	375	348	350	344

5 発達障がいのある人の状況

本市における自閉スペクトラム症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいのある人の数は、精神障がいのある人の入退院届、自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請の経由事務等で把握しているものでみると、下表「発達障がいのある人の数の推移」のとおりとなっており、令和2年度から令和6年度までの減少率は21.8%となっています。しかしながら、診断名を有していなくても障がいが想定される場合があることから、正確な人数の把握は難しい状況にあります。

令和4年2月に文部科学省が実施した全国実態調査では、小中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等により学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が約8.8%の割合で存在する可能性があるとして報告されています。

また、旭川市の小中学校に設置された特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあり、自閉症・情緒障害学級の児童生徒は、令和2年から令和6年の増加率は22.3%となっています。

発達障がいのある児童生徒数が増加していることから、発達障がいとの診断等は受けられていないが、発達障がいの可能性がある方を含めると発達障がいのある人の人数は増加傾向にあると考えられます。

発達障がいのある人の数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
心理的発達の障害	430	366	337	333	307
小児期及び青年期の行動及び情緒障害等	195	177	185	186	182
計	625	543	522	519	489

※P12「精神障がいのある人の数の推移」から抜粋

(各年度末現在)

自閉症・情緒障害学級の児童生徒数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	872	861	979	996	1,028
中学校	331	351	400	410	443
計	1,203	1,212	1,379	1,406	1,471

※旭川市教育委員会調べ

(各年5月1日現在)